日刊

(日曜日、

行 発 東京都

目 次

17

規 則

○会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………… --------(総務局人事部制度企画課)…

○東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則…………… ○資金前渡を受けた者に対する契約事務の委任に関する規則の一部を改正する規 則…………(財務局経理部総務課)… …………………………………(福祉保健局保健政策部保健政策課)…

○東京都病院事業に係る行政財産使用料及び財産の交換、譲与、無償貸付け等に ○東京都病院事業財務規則を廃止する規則………(病院経営本部経営企画部財務課)…

○東京都家畜保健衛生所における検査等手続規則の一部を改正する規則………… -------(産業労働局農林水産部食料安全課)… |

○東京都特別企業出納員事務取扱規則の一部を改正する規則……………………

-------(会計管理局管理部公金管理課)… =

令

訓

規 則 ○職員の育児休業等に関する規程の一部改正…………(総務局人事部職員支援課)… 三

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和四年三月三十一日

1

●東京都規則第五十号

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都知事

小

池

百

合子

会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成二十七年東京都規則第七号) の一部を

次のように改正する。

びに」に改め、「、 一条第二号中「並びに都民安全推進本部長、」 病院経営本部長」を削る。 を 「、 同条第三項に規定する室長並

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

則

この規則は、 病院経営本部長」を削る部分に限る。)は、 令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定 同年七月一日から施行する。

布する。 資金前渡を受けた者に対する契約事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公

令和四年三月三十一日

東京都知事

小

池

百

合子

●東京都規則第五十一号

資金前渡を受けた者に対する契約事務の委任に関する規則の一部を改正す

第百三十九号)の一部を次のように改正する。

資金前渡を受けた者に対する契約事務の委任に関する規則

(昭和三十九年東京都規則

六条第一項若しくは第二項」を削る。 本則中「、東京都病院事業財務規則 (昭和三十九年東京都規則第百二十三号) 第四十

則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

東京都保健所長委任規則の 部を改正する規則を公布する

令和四年三月三十一日

 \triangleright

東京都知事

小

池

百

合

子

東京都規則第五十二号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則 (昭和五十年東京都規則第百三十六号)の一部を次のように

改正する。

第一条第二十五号の三に次のように加える。

二 法第三十八条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し

第一条第二十八号中「。以下この号において「条例」という。)に基づく次に掲げる

事務に関すること。」を「)第十七条第一項の規定による報告の要求及び立入検査」に

改め、 イからチまでを削る。

和二十八年厚生省令第十四号。以下この号において「省令」という。)」を加え、同号 第一条第四十三号中「いう。)」の下に「及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則 韶

ヲ中「タまで」の下に「及びウにおいて」を加え、同号に次のように加える。

省令第一条の四の規定による麻薬小売業者の役員の変更の届出の受理

ゥ 省令第十四条の四の規定による向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の役員

の変更の届出の受理

第二条中「第二十八号チ」を「第二十八号」に改める。

この規則は、 令和四年四月一日から施行する。

東京都病院事業財務規則を廃止する規則を公布する

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

る

●東京都規則第五十三号

東京都病院事業財務規則を廃止する規則

東京都病院事業財務規則 (昭和三十九年東京都規則第百二十三号)は、

この規則は、 令和四年七月一日から施行する。

> 東京都病院事業に係る行政財産使用料及び財産の交換、 譲与、 無償貸付け等に関する

規則を廃止する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

●東京都規則第五十四号

東京都病院事業に係る行政財産使用料及び財産の交換、 譲与、 無償貸付け

東京都知事

小

池

百合子

等に関する規則を廃止する規則

東京都病院事業に係る行政財産使用料及び財産の交換、 譲与、 無償貸付け等に関する

(昭和五十一年東京都規則第七十四号)は、 廃止する。

則

規則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

東京都家畜保健衛生所における検査等手続規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

●東京都規則第五十五号

東京都家畜保健衛生所における検査等手続規則の一部を改正する規則

東京都家畜保健衛生所における検査等手続規則(昭和二十四年東京都規則第二百

号)の一部を次のように改正する。

防疫指針に定める知事認定獣医師による豚熱予防注射に係る豚熱予防液の交付」に改め 第一条中「又は証明書の交付」を「、証明書の交付又は豚熱に関する特定家畜伝染病

附 則

この規則は、 令和四年四月一日から施行する。

廃止する。

東京都特別企業出納員事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

●東京都規則第五十六号

東京都特別企業出納員事務取扱規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 東京都特別企業出納員事務取扱規則 (昭和三十九年東京都規則第八十七号)の一部を

第二条第一号中「、病院経営本部長」を削る。 第一条中「第十二号」を「第十一号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

訓

●東京都訓令第七号

令

支 庁

中

般

所 庁

業 会

事 務 局

収 事

用 委

員

労 働 委 員 会 事 務 局

職員の育児休業等に関する規程(平成四年東京都訓令第百三十四号) の一部を次のよ

令和四年三月三十一日

うに改正する。

東京都知事 小 池 百 合子

第二条第二項第一号中イを削り、口をイとし、 ハを口とする。

第三条第一項中「特定職」を「任命権者を同じくする職」に改める。

則

1 この訓令は、 令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

3

2 口に該当する非常勤職員による部分休業の承認の請求は、この訓令の施行の日前にお この訓令による改正後の職員の育児休業等に関する規程第二条第二項第一号イ及び

いても行うことができる。

東京都知事

小

池

百

合

子